

宮古市告示第162号

宮古市災害危険区域に関する条例（平成24年宮古市条例第26号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり災害危険区域を指定する。

平成25年9月30日

宮古市長 山本正徳



災害危険区域の名称	種別	区域
水沢漁港災害危険区域	第1種区域	宮古市田老字水沢の一部、字水沢南の一部（別紙のとおり）
小堀内（田老）災害危険区域	第1種区域	宮古市田老字向新田の一部、字青野滝北の一部（別紙のとおり）
青野滝災害危険区域	第1種区域	宮古市田老字青野滝南の一部、字重津部北の一部、字重津部の一部（別紙のとおり）
沼の浜災害危険区域	第1種区域	宮古市田老字重津部の一部、字乙部野の一部、字和野の一部、字駿達の一部、字滝の沢の一部（別紙のとおり）
小港和野災害危険区域	第1種区域	宮古市田老字和野の一部（別紙のとおり）
小港漁港災害危険区域	第1種区域	宮古市田老字和野の一部（別紙のとおり）
越田災害危険区域	第1種区域	宮古市田老字和野の一部、字越田の一部（別紙のとおり）
檜内漁港災害危険区域	第1種区域	宮古市田老字西向山の一部、字檜内の一部（別紙のとおり）

備考 別紙は省略し、宮古市都市整備部都市計画課に備えおいて縦覧に供する。